



岡山市消防局
OKAYAMA FIRE DEPARTMENT

屋外で火を取り扱う場合は、

林野火災注意報

林野火災警報

発令状況を必ずチェック！

林野火災警報などの発令時は、対象区域内での火の使用が制限されます
制限に従わない場合は、罰せられる場合があります(※)

火の使用が制限される行為に該当する例

たき火



火入れ



かまど



とんど焼き



※ **30万円以下の罰金又は拘留**
【消防法第44条】

詳細は裏面をチェック

屋外で火を取り扱う前に必要な4ステップ

① 林野火災警報などの発令状況を確認

少雨や乾燥などにより、林野火災が発生しやすい気象条件となった場合は、**林野火災注意報**を発令します。上記の条件に加えて、強風注意報が発表された場合は、**林野火災警報**を発令します。

② 火の使用が制限される区域の確認

林野火災警報などの発令中は、**森林**内での火の使用が制限されます。

詳細な制限対象区域は、こちらから ▶

岡山市 林野火災警報

検索

③ 制限される行為を確認

制限される行為は以下になります。

・たき火 ・火入れ ・煙火(花火)の消費 ・燃えやすいものの近くでの喫煙 など

④ 安全に火を取り扱う

たき火などの火を使用する行為は、少しの不注意で大きな火災につながる可能性がある危険な行為です。屋外で火を取扱う際には以下の点に注意しましょう。

・燃えやすいものの近くでしない ・その場を離れない ・消えたかどうか絶対確認

たき火などの前は届出が必要です！

たき火や野焼きなどの火災とまぎらわしい煙が発生する際は、消防署へ届出が必要です。実施前日までに管轄の消防署まで届出をしてください。

林野火災警報などによる火の使用制限は、届出を行うことで免除されるわけではありません。

申請書類はこちらから ▶



野焼き(家庭ごみの焼却など)は原則 **禁止** されています。

林野火災警報などの発令状況
制度の詳細はこちらから



岡山市 林野火災警報

検索

お問い合わせ先

岡山市消防局予防課	TEL:086-234-1199	岡山市北消防署	TEL:086-226-1119
岡山市西消防署	TEL:086-256-1119	岡山市中消防署	TEL:086-275-1119
岡山市東消防署	TEL:086-942-9119	岡山市南消防署	TEL:086-262-0119